一般社団法人京都府介護老人保健施設協会　広告取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会（以下「協会」という。）が保有する資産に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（掲載基準）

第２条　次の各号のいずれかに該当するものは掲載してはならないものとする。

（１）法令に違反し、または違反するおそれのある広告
（２）公序良俗に反するもの
（３）商標権、著作権等を侵害するもの
（４）名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損または業務妨害となるおそれのあるもの
（５）人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告
（６）社会的秩序を乱す表現のあるもの
（７）賭博、詐欺、ねずみ講、不良商法とみなされるもの
（８）誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
（９）政治団体、宗教団体の活動及び勧誘に関するもの
（10）社会問題についての意見広告
（11）個人の氏名を表示した名刺広告
（12）責任の所在及び内容が不明確なもの
（13）不快感を与えるようなイメージのもの
（14）その他、協会が広告掲載に際して不適切と判断したもの

２　上記の要件に該当する広告について、協会はその内容の変更、改善を求めることができるものとする。

３　広告の内容について問題が生じた場合、広告主の責任において対処することとする。

（広告媒体の規格及び広告掲載料）

第３条　広告媒体ごとの規格は次のとおりとする。

イ．大会、シンポジウム、研修会等の「抄録」掲載広告
・A4　1 面　　60,000 円
・A4　2／3 面　40,000 円
・A4　1／3 面　20,000 円

ロ．大会、シンポジウム、研修会等のブース出展
（１）京都府老人保健施設大会（近畿ブロック大会）（300 人～900 人規模）
基本料金：80,000 円／半日～1 日
＜必須設備／費用・別途料金＞
・バックパネル：W 900×4 台　H 2,100
・運搬作業費
※各費用の金額は、年度ごとの募集要項または申込書に定める。
＜選択設備・別途料金＞
・テーブル：W 1,800　D 600　H 700　×1 台
・椅子
＜無料設備＞
・コンセント：AC 100V　最大 1,500W
（２）研修会（50～200 人）70,000 円／半日
＜必須設備・別途料金＞
・テーブル：W 1,800　D 450～600　H 700　×1 台
＜無料設備＞
・コンセント：AC 100V　最大 1,500W

ハ．大会、シンポジウム、研修会等のランチョンセミナー
（１）京都府老人保健施設大会　30 分　250,000 円

ニ．ホームページバナー広告

（1）サイズ　160×50px　20KB 以下　GIF（アニメ不可）

年額 60,000 円（1 カ月当たり 5,000 円相当・年額一括払い）

2　広告掲載料は指定された期日までに、請求書に記載する協会指定の口座に振り込むこと。

3　ホームページバナー広告については、広告掲載料の入金確認後に広告を掲載するものとする。

（広告掲載等の中止・掲載キャンセル）

第４条　協会は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告の掲載を行わず、または既に掲載している広告の掲載を、広告主への催告を行わずに中止することができる。

（1）指定する期日までに掲載等をする広告原稿等の提出がないとき。

（2）広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

（3）広告主が書面により、掲載等の取り下げを申し出たとき。

（4）広告主が協会の信用を失墜し、業務を妨害し、または事務を停滞させるような行為をしたとき。

（5）広告主の社会的信用を著しく損なうような不祥事が明らかになったとき。

（6）協会の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2　広告主の都合により、広告掲載開始前に広告掲載をキャンセルする場合、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

3　広告主の都合により、広告掲載開始後に広告掲載を中止する場合、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

4　前２項の規定にかかわらず、協会の都合により広告掲載を中止した場合は、協会と広告主との協議により、既納の広告掲載料の全部または一部を返還することができるものとする。

（申込み）

第５条　ホームページバナー広告以外は、協会が指定する申込用紙を使用し、申込期日までにメールまたは FAX で申し込むものとする。

2　ホームページバナー広告は次の「ホームページバナー広告掲載の流れ」に沿って手続きを行うものとする。

「ホームページバナー広告掲載の流れ」

（1）広告主は協会に、専用の申込用紙とバナー広告のイメージデータをメールで同時に提出する。

（2）協会は、掲載基準に基づき、広告の内容及びバナー広告のイメージを審査する。

（3）審査の結果、掲載を決定した場合は、協会は広告主にその旨をメール等により通知するとともに、請求書を送付する。

（4）広告主は、指定された支払期限までに、請求書に記載する協会指定の口座に広告掲載料を振り込む。

（5）協会は、広告掲載料の入金確認後、原則として 2 週間以内に広告の掲載を開始する。

（6）指定された支払期限までに広告掲載料の入金が確認できない場合、協会は広告の掲載を開始しないものとする。

（7）広告の表示位置は、協会に一任するものとする。

3　広告の申込み様式は次のとおりとする。

（1）ホームページバナー広告以外は、協会のホームページに掲載する専用の申込用紙を使用すること

（2）ホームページバナー広告は、専用の申込用紙に必要事項を記入し、バナー広告データを添付してメールで申し込む。

4　申込み先

住所　〒604－8804　京都市中京区壬生坊城町 48 番地 6　京都社会福祉会館内

（一社）京都府介護老人保健施設協会　事務局

TEL　075－813－1545　FAX　075－813－1546
URL　https://kyoto-roken.jp/　メール　kyoroken@rokenkyo.or.jp

（ホームページバナー広告の契約期間・更新・変更）

第６条　ホームページバナー広告の契約期間は、広告の掲載開始日から１年間とする。

２　広告掲載期間の満了に伴い、広告掲載の延長を希望しない場合は、契約満了日の１カ月前までに協会へ申し出るものとする。

３　前項の申出がない場合は、更新後の広告掲載料の入金を条件として、契約を自動的に更新するものとする。

４　自動更新の場合、協会は契約満了前に、更新後の広告掲載料、支払期限その他必要事項を広告主に通知するものとする。

５　更新後の広告掲載料が指定された支払期限までに入金されない場合は、契約満了日をもって広告掲載を終了するものとする。

６　掲載期間中の広告の変更は、変更希望日の 15 営業日前までにメールで提出するものとする。

７　広告の変更手数料（リンク先変更を含む）は、１回につき 5,000 円とする。

８　広告変更手数料については、協会が指定する期日までに納入するものとし、入金確認後に変更を反映するものとする。

（ホームページバナー広告の免責事項）

第７条　サーバの停止その他の事由により、広告が閲覧できない状態が発生した場合、閲覧障害が連続して 24 時間以内であれば、掲載期間の延長は行わないものとする。閲覧障害が連続して 24 時間を超えた場合は、24 時間を超えるごとに１日、掲載期間を延長するものとする。

２　協会は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に連絡することなく、広告掲載サービスを一時的に中断することができるものとする。

（１）サーバの緊急保守を行う場合、または定期保守中に緊急やむを得ない事由が生じた場合

（２）天変地異、戦争、暴動、その他の不可抗力の事態が生じた場合

（３）その他、サーバ運用上の理由により一時的な中断が必要かつやむを得ない場合

（守秘義務）

第８条　広告主は、広告掲載契約の有効期間中及び契約終了後においても、本件広告の掲載または広告掲載契約に関して知り得た協会の秘密情報を、第三者に提供、開示もしくは漏えいし、または広告掲載契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。

（補則）

第９条　この要綱の実施に関し必要な事項で、この要綱に定めのない事項は協会の理事会で定める。

附則

この要綱は平成 27 年７月１日から施行する。

附則（平成 28 年５月 10 日改訂）

この要綱は平成 28 年５月 10 日から施行する。

附則（令和元年７月１日改訂）

この要綱は令和元年７月１日から施行する。

附則（令和３年７月１日改訂）

この要綱は令和３年７月１日から施行する。

附則（令和６年６月１日改訂）
この要綱は令和６年６月１日から施行する。

附則（令和８年６月１日改訂）
この要綱は令和８年６月１日から施行する。

附則（令和８年10月１日改訂）
この要綱は令和８年10月１日から施行する。